社会福祉協議会・シルバー人材センター美和および緒川支所の移転について

4月1日(木)から常陸大宮市社会福祉協議会、常陸大宮市シルバー人材センターの美和支所および緒川支所の事務所が移転します。

○移転後　美和支所　〒319-2692 常陸大宮市高部5281-1 常陸大宮市美和支所内
☎58-3311　FAX58-2099
緒川支所　〒319-2492 常陸大宮市上小瀬2027-1 常陸大宮市緒川支所内
☎56-2857　FAX56-5115
※ 美和支所、緒川支所とも電話、FAX番号は変わりません

問 常陸大宮市社会福祉協議会　本所　☎53-1125
シルバー人材センター　本所　☎53-5885
常陸大宮市社会福祉協議会・シルバー人材センター　美和支所　☎58-3311
常陸大宮市社会福祉協議会・シルバー人材センター　緒川支所　☎56-2857

固定資産税(土地および家屋)の価格等の縦覧について

市内に所在する土地または家屋の固定資産税の納税者(免税点未満で課税されない方を除く)は、他の土地や家屋と比べて、その価格が適正かどうかを縦覧帳簿により確認することができます。

1　縦覧期間　令和3年4月1日(木)～令和3年4月30日(金) 8:30～17:15　※土・日曜日、祝日は除く
2　縦覧場所　市役所本庁2階税務徴収課
3　縦覧できる方
・土地または家屋の固定資産税の納税者およびその同一世帯の親族
・納税管理人
・相続人代表者およびその他の相続人
・納税者の委任を受けた代理人
4　縦覧を申請する際に必要なもの
実際に縦覧する方の印鑑および運転免許証等本人確認ができるもの
※代表者以外の相続人、代理人、法人の方は、下記該当書類も合わせてご用意ください。
・代表者以外の相続人の場合は、相続関係が確認できるもの
・代理人の場合は、委任状
・法人の場合は、法人印または委任状

問 本庁 税務徴収課資産税G　☎52-1111　内線235

お電話で水道の使用開始・中止のお手続きができます

水道お客さまセンター（0295-52-0427）にお申し込みください。
・営業時間　月曜日から金曜日までの8:30から17:00まで
（ただし、土・日曜日、祝日および年末年始は休みとなります。）
・水道を使い始める日（水道を止める日）、住所、お名前、電話番号などを確認させていただきます。
・水道を使い始める日（水道を止める日）の3日前までにご連絡ください。
・水道管理事務所や本庁市民課、支所の窓口、またはFAX（0295-53-0331）でもお手続きができます。
・常陸大宮市の水道は、「常陸大宮市上水道事業給水条例」及び「常陸大宮市上水道事業給水条例施行規程」（＊市ホームページでご確認できます。）に基づき、ご使用いただけます。あらかじめご了承のうえ、水道使用のお申し込みをしてください。

問 常陸大宮市水道お客さまセンター　☎52-0427　FAX 52-0331